

西尾市・幡豆郡三町

合併協議会が設置されました



西尾市、幡豆郡三町の昨年12月議会において、西尾市・幡豆郡三町合併協議会の設置に関する議案が可決されました。これを受けて、12月25日に1市3町の首長が協議し、西尾市・幡豆郡三町合併協議会が設置されました。今後、合併協議の場は、この協議会に移ります。

合併協議会とは…

法律によって定められ設置されるもので、合併を行うこと自体の是非を含めて合併に関するあらゆる事項の協議を行う組織です。設置には各市町の議会の議決が必要です。協議会は各市町の首長、議長、議員、学識経験者で構成されます。

西尾市・幡豆郡三町合併協議会設置までの経緯

年 月 日	概 要
平成 20年	3月 6日 西尾市、一色町、吉良町、幡豆町の市町長で構成する第1回広域行政・合併懇談会を開催
	6月～ 7月 第2回～第5回の広域行政・合併懇談会を開催
平成 21年	8月 1日 1市3町の職員で構成する西尾幡豆合併推進プロジェクトチームが発足
	8月 17日 第6回広域行政・合併懇談会を開催
	9月 1日～13日 合併住民説明会を開催(団地19会場、2,913人参加)
	9月 24日 第7回広域行政・合併懇談会を開催
	10月 1日～16日 合併に関する住民意向アンケートを実施(18歳以上7,000人を対象、3,288人回収)
	10月 20日 西尾幡豆のグランドデザインを創る有識者会議が発足
	11月 4日 第8回広域行政・合併懇談会を開催
	12月 18日 西尾市、一色町、幡豆町各市町議会で合併協議会設置議案可決
	12月 22日 吉良町議会で合併協議会設置議案可決
	12月 25日 西尾市・幡豆郡三町の首長が協議し、合併協議会を設置

合併協議会を傍聴しませんか

合併協議会では住民の皆様に積極的に情報提供するため、協議会を公開します。どなたでも傍聴できますので、ぜひ、ご来場ください。ただし、会場の都合で人数制限があります。

会議名	日時	場所
第1回合併協議会	1月14日(木)午後1時30分～	西尾市役所51会議室
第2回合併協議会	1月22日(金)午後1時30分～	
第3回合併協議会	2月10日(水)午後1時30分～	
第4回合併協議会	2月22日(月)午後1時30分～	
第5回合併協議会	3月30日(火)午後1時30分～	

*3月までの予定です。変更の可能性もあります。

合併協議会の組織(役割と構成)について、裏面に続く

西尾市・幡豆郡三町合併協議会の組織(役割と構成)

合併協議会

- 1市3町の合併に関する協議
- 合併特例法第6条に基づく新市基本計画の作成
- その他1市3町の合併に関し必要な事項
- 構成 34名
 - ・構成市町の長(1号委員)4名
 - ・構成市町の議会議長(2号委員)4名
 - ・構成市町議会議長が指名する議員(3号委員)6名
(西尾市3名、3町1名ずつ)
 - ・構成市町の長が推選する学識経験者(4号委員)8名
(各市町2名ずつ)
 - ・構成市町の長の協議による学識経験者(5号委員)12名
※愛知県総務部市町村課市町村行政・合併支援室長(参与)

小委員会

- 協議会での協議内容に、より専門的な調査や審議が必要な場合、小委員会を設置することができ、その中で調査・審議します。
- ・議会議員の定数等に関する小委員会
- ・新市基本計画策定に関する小委員会

幹事会

- 協議会に提案する事項について協議、調整を行う。
- 専門部会への指示
- 構成 13名
 - ・1市3町の副市長、副町長
 - ・1市3町合併担当職員(部長、課長)
 - ・県職員(オブザーバー)

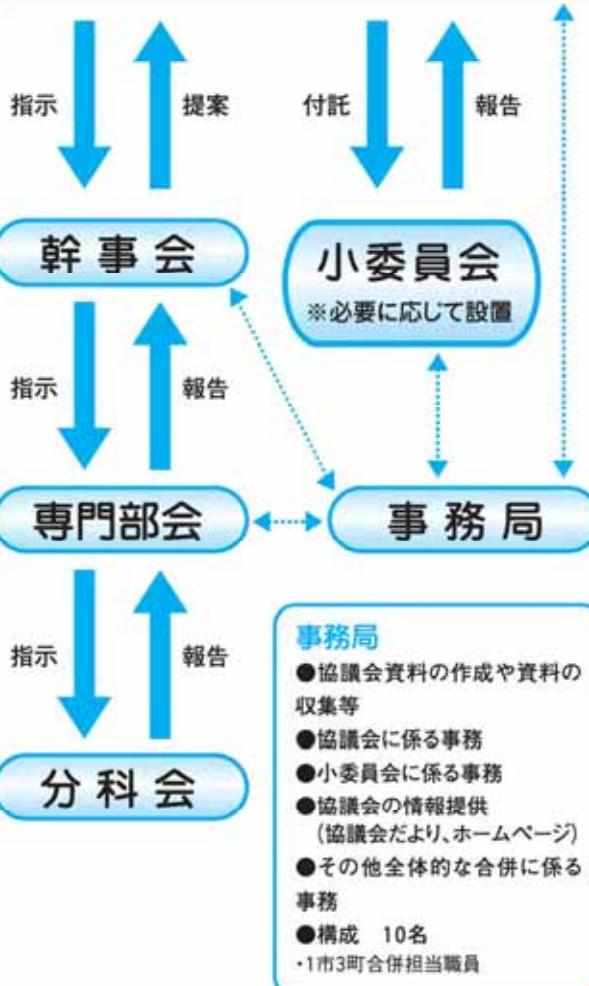
専門部会

- 各分野について専門的に協議、調整を行う。
- 構成 8部会
「企画」「総務」「福祉」「市民」「建設」「教育」「議会」「消防」
1市3町の部(次)長(幡豆町代表課長)及び分科会長

分科会

- 各事務事業の細部について協議、調整を行う。
- 構成 50分科会
1市3町の担当課長、主幹

合併協議会



合併に関する皆さんの声をお聞かせください。

西尾市と幡豆郡3町との合併について、皆さんのご意見をお寄せください。
今後の合併協議の参考にさせていただきます。

意見の提出方法・問合先

住所、氏名を明記の上、郵送、Eメールまたはファックスで西尾市・幡豆郡三町合併協議会事務局宛
(〒445-8501 住所不要／✉kikaku@city.nishio.lg.jp／FAX56-0212)まで